

教育文化会館・倉治図書館間連絡通路設置に係る事前調査業務委託仕様書

1. 委託概要

交野市倉治図書館のトイレ改修に伴い、交野市教育文化会館のトイレ活用のために施設間の連絡通路を設置する。また、トイレ改修後も両施設の有機的な利用のため連絡通路を活用する。上記設置工事を実施するにあたり、事前調査を実施し報告書の作成、必要な図面等を作成するものである。

2. 建物の所在地について

- (1) 交野市教育文化会館 交野市倉治6丁目9番21号
- (2) 交野市立倉治図書館 交野市倉治6丁目9番20号

3. 業務の目的

本業務は、以下の2点の計画に基づき、建築基準法・消防法・大阪府条例等の関連法令に照らし、必要な措置や留意事項を明らかにすることを目的とする。

- (1) 教育文化会館と倉治図書館の連絡通路を設置する計画
- (2) 倉治図書館トイレ改修に関する汚水配管計画

4. 業務内容

設計士は下記の調査・協議・報告業務を行うこと。

- (1) 建築基準法との整合性
- (2) 大阪府の建築関連条例との整合性
- (3) 消防法との整合性
- (4) 倉治図書館トイレ改修に関する汚水排水計画
- (5) 連絡通路設置に伴う雨水排水計画
- (6) 既存の通路の代替措置計画（バリアフリー対応含む）
- (7) その他関係する法規との整合性

5. 成果物

以下の報告書を提出すること。

- (1) 各法令に基づく必要措置および協議内容の整理報告書（書式自由）
- (2) 行政協議記録（可能な限り書面またはメモとして残す）
- (3) 法的観点からの設計留意事項一覧

（4）協議上作成した図面（平面図・立面図など）

6. 成果品の提出

成果品については、令和8年1月20日（火）までに提出するものとする。提出以後の履行期間については、成果品の確認及び修正等の作業期間とする。

7. 成果品の提出仕様

設計図データについては、CADデータ及びPDF形式で電子データをCD-Rにて提出するものとする。その他の資料はA4パイプファイルに入れて2部提出するものとする。

8. 補則

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方の協議により運用を定めるものとする。

以上